

初めての国の漁場整備計画の策定について

漁港漁場整備部整備課

1. 趣旨

我が国沖合海域での水産資源の回復・増大を図るため、国自らが漁場整備を行うことができるよう措置した漁港漁場整備法の改正を受け、今般、初めて国が施行する漁場整備計画（日本海西部地区特定漁港漁場整備事業計画）を決定・公表（平成19年9月3日）しました。

本計画は、日本海西部海域において、あかがれい・すわいがにを対象とした保護育成礁の整備を行うものです。

2. 直轄漁場整備事業の創設

近年、我が国漁業生産量の約4割を占めている沖合漁業の生産量は急激に減少しており、沖合海域において水産資源の増大を図るための漁場整備の推進が喫緊の課題となっています。

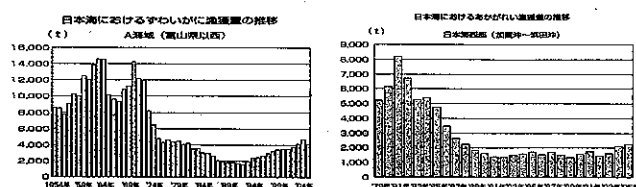
しかし、これまでの漁場整備は地方公共団体等によって主に沿岸海域で行われていますが、沖合海域においては、漁場整備による受益が複数の都道府県にまたがること等から、地方公共団体等による漁場整備はほとんど行われていませんでした。

このため、我が国沖合海域の水産資源の回復・増大を図るため、漁港漁場整備法が改正（平成19年5月30日公布・施行）され、国自らが排他的経済水域で漁場整備を行う直轄漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）が新たに創設されました。

3. 計画の概要

計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法に基づき、政令で対象海域及び対象魚種等を定めた上で、計画の具体的内容について、広域漁業調整委員会の意見聴取及び関係県との協議等の手続きを経て策定されました。

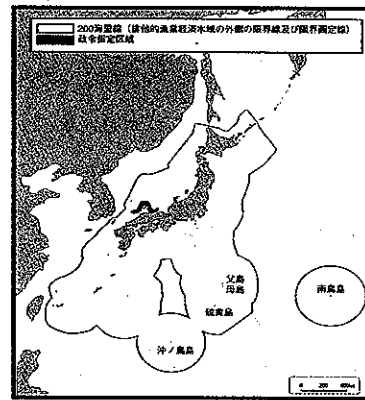
本計画の対象魚種であるあかがれい・すわいがには、それぞれTAC法におけるTAE魚種及びTAC魚種であり、水産庁が策定した広域資源回復計画（日本海西部あかがれい（すわいがに）資源回復計画）に位置づけられ、資源回復の取り組みが行われています。これらの取り組みにより、1970、80年代から減少してきた漁獲量は近年持ち直す傾向にあるものの、未だピーク時の1/3～1/4程度にとどまっており、より確実な資源量の高水準への回復が必要となっています。



このため、本計画は、日本海西部海域（兵庫県、鳥取県、島根県沖の排他的経済水域（日韓暫定水域を除く。）において、あ

かがれい・すわいがにの資源の回復を促進しその生産力を向上させるために、国が積極的に保護育成礁の整備を行うものです。

位置図



また、より効果的な資源回復・増大を図るため、整備した保護育成礁内では、あかがれい・すわいがにの操業の規制を予定しています。

(1) 計画の内容

具体的な計画の内容としては、対象魚種の分布や生態等を踏まえた上で、事業の効果、関係漁業者の操業状況、工事の施工性等を総合的に勘案し、総事業費65億円、計画規模21群(8,400ha)の保護育成礁の造成を行うこととしています。

注) 1群：基本的に2,000m×2,000mのブロックで囲まれた区画の中に、更に複数のブロックを設置したものを想定。

また、計画期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間を予定しています。

(2) 事業の効果

保護育成礁の造成により、あかがれい・すわいがにの保護効果、餌料環境の改善効果等が発揮され、それらにより増加した資源が保護育成礁の外にしみ出し、これらの一部を漁獲することによる生産量の増加等が期待されます。

また、水産加工業等の生産量の増加効果など漁業外産業への効果も期待されます。

(3) 費用の負担

費用の負担については、国が3/4を、また、関係3県（兵庫県、鳥取県、島根県）が残りの1/4をそれぞれの受益に応じて負担することとしています。また、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用団体については、国の負担割合の嵩上げ措置が適用されます。

なお、法律上、国が県へ費用を負担させる際には、費用負担について県の同意（県議会の議決）が必要であるとされています。

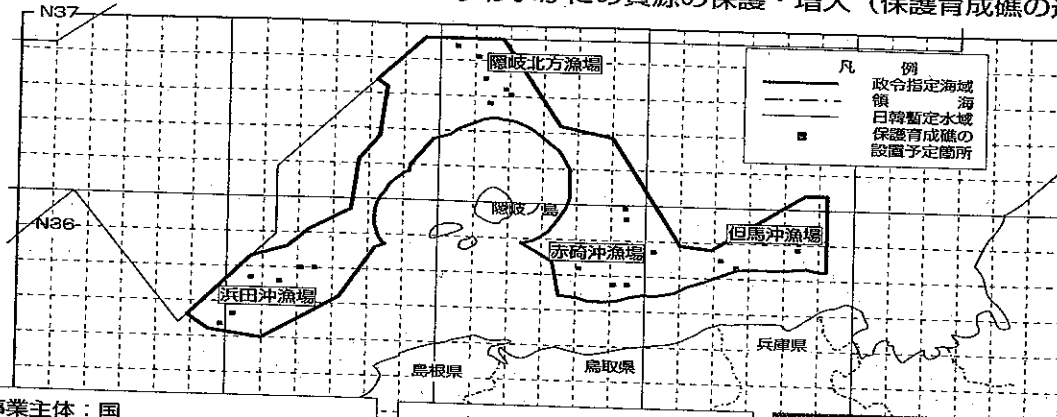
(4) 事業の実施

平成19年度の予算額は1億2千7百万円であり、水深測量や地質調査等を実施することとしています。

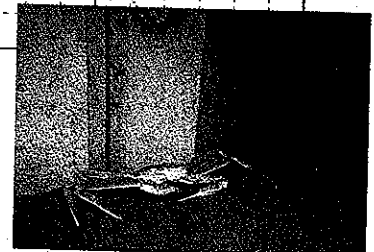
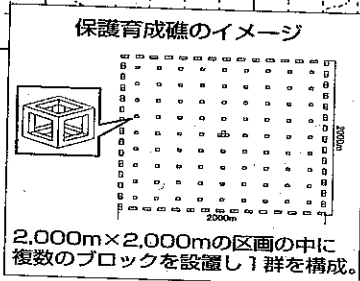
また、平成20年度には、本格的な事業着手として、保護育成礁のブロック製作や大水深でのブロック据付に係る試験工事等を予定しています。

日本海西部地区 直轄特定漁港漁場整備事業計画の概要

日本海西部海域におけるあかがれい・すわいがいの資源の保護・増大（保護育成礁の造成）



- 事業主体：国
- 総事業費：6,500百万円
- 事業期間：H19～H26
- 計画規模：21群、8,400ha
(1群：2,000m×2,000m)
- 費用の負担割合：
国：3/4
関係3県（兵庫、鳥取、島根）：1/4



保護育成礁の設置場所のすわいがに

4. 今後の課題等

本計画は、初めて国が施行する漁場整備事業として、沖合の大水深である排他的経済水域において水産資源の回復・増大を図るものです。このため、今後の新たな漁場整備の基礎となるよう、事後の調査を含めて技術的知見の集積等を行っていくことが必要であると考えています。

また、今後、さらに我が国周辺水域の資源回復を支援する観点から、他の魚種や他の海域における直轄漁場整備事業の可能性についても調査・検討を進めていきたいと考えています。